

フリースクール かなめのもりのがっこう 2026 年度 会員利用約款

第 1 章 総則

第 1 条 (目的・適用範囲)

- 1 本約款は、株式会社長谷川ビルディング（以下「当会」という。）が運営する「フリースクール かなめのもりのがっこう」（以下「本スクール」という。）の会員制度および施設利用に関する条件を定めるものである。
- 2 本約款は、当会と会員およびその保護者との間における、本スクールの利用に関する一切の事項に適用される。

第 2 条 (定 義)

本約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 児童生徒 第 6 条第 1 項第 2 号に定める年齢の要件を満たす者をいう。
- ② 保護者 児童生徒の親権者またはその他の法定代理人をいう。ただし、児童生徒が成人しているとき、または、成人したとき以降は児童生徒本人と読み替える。
- ③ 会員 保護者からの入会の申込があり、本約款の手続きに則った入会手続きを経て、当会が入会を承諾した児童生徒をいう。
- ④ 料金表 当会が別途定め、本スクールのホームページに掲載する利用料金に関する一覧をいう。
- ⑤ 書面 紙媒体のほか、電子メールおよび当会が指定する公式アプリ等の電磁的方法による通信であって、文字情報が残るものをいう。
- ⑥ 本スクール施設 かなめのもりのビル 203 号室の室内、および、かなめのもりのビルの屋上と専用階段（オートロック錠等で部外者の誤侵入を防いでいる柵内）をいう。
- ⑦ 私物 会員が本スクール施設またはかなめのもりの敷地（東京都品川区荏原三丁目 5 番 4 号敷地全体をいう）内に持ち込みまたは着用する自己の物品の総称をいい、学習教材、遊びの道具、昼食、金銭、電子マネー、スマートフォン、タブレット端末、パソコン、ゲーム機、衣類、装身具その他これらに類するものを含む。

第 3 条 (定型約款の変更)

- 1 本約款は、民法第 548 条の 2 に定める定型約款として、会員および保護者と当会との間の合意の内容となる。
- 2 当会は、次のいずれかに該当するときは、本約款を変更することができる。
 - ① 変更が、会員および保護者の一般の利益に適合するとき。
 - ② 変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、本条の定めその他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
 - ③ 本スクールの安全の確保、設備の維持・更新、法令の改正、社会経済情勢の変化、経営上の必要（運営方針の変更を含む）、その他当会の事業遂行上約款を変更する必要性が生じたとき。
- 3 当会は、前項により本約款を変更するときは、変更の効力発生時期を定め、その効力発生時期の少なくとも 30 日前までに、変更後の本約款の内容および効力発生時期を、当会のホームページへの掲載その他の相当な方法により周知する。
- 4 本約款の変更の効力発生日以後に会員が本スクールを利用したときは、会員および保護者は当該変更に同意したものとみなす。

- 5 料金表の変更は、本約款の変更とみなして本条を適用する。
- 6 当会は、毎年2月20日までに、翌4月1日から施行する次年度の本約款を本スクールのホームページにおいて公表する。会員および保護者が、本スクールの3月の最終営業日までに退会を申し出ないときは、4月1日以降、当該次年度の本約款に同意したものとみなす。当会が2月20日までに次年度の本約款を公表しないときは、前年度の本約款を継続して適用する。

第2章 入会

第4条（見学）

- 1 入会を検討する者は、事前予約のうえ、本スクールを見学することができる。見学は無料とする。
- 2 見学は、保護者のみ、または保護者の同伴とし、児童生徒のみの見学は受け付けない。
- 3 見学中の安全管理は、保護者の責任とする。

第5条（体験入会）

- 1 入会を検討する者は、見学後の保護者と児童生徒の希望により、入会の前の1日に限り体験入会を行うことができる。体験入会は無料とする。
- 2 体験入会には、本約款の規定を準用する。
- 3 体験入会の後、第7条および第8条の手続きを経て入会した者について、保護者が希望し、当会が承諾したときは、見学日または体験入会日を、当該会員の出席日として通室状況報告書に記載することができる。この場合、当会は、入会日を当該見学日または体験入会日に繰り上げ、当月の利用料をこれに合わせて再計算する。

第6条（会員資格）

- 1 会員資格は、次の各号のすべてを満たす者とする。なお、第4号および第6号の判定は保護者の責任において保護者が行うものとする。
 - ① 保護者が、本スクールのホームページに示す当会の本スクールの事業概要（運営方針・提供する支援内容・児童生徒の活動内容・安全管理上の責任等）に賛同していること。
 - ② 入会日において、満10歳以上満18歳以下であること。
 - ③ 児童生徒本人が入会を希望していること。
 - ④ トイレ、食事および自己の安全管理を自分で行えること。
 - ⑤ 本スクールが定める1日15分間の清掃活動に、前向きに参加できること。
 - ⑥ 食物アレルギーおよび通常服用する薬の管理は、会員自身がこれを行えること。なお、食物アレルギーの管理とは、他の児童生徒または職員が食べている、または、勧める食べ物について、成分について児童生徒が自ら確認でき、安全が確実でない食物の飲食を児童生徒自ら拒否できることを含む。
 - ⑦ その他本約款に照らし本スクールの円滑な運営に支障がないと認められること。
- 2 当会は、本スクールの事業概要または会員資格、提供するサービスの内容、料金の定め等を、相応の周知期間をもって、当会の裁量において変更することができる。会員および保護者は、これらの変更合意できない場合は、当該の定め等の変更日の前日までに退会を申し出るものとする。
- 3 会員資格を満たさないもののうち、保護者の責任において欠格事項を補強できると認められる場合には、当会が特別に会員資格を与える場合がある。その場合の条件は別途協議し個別に決定する。

第 7 条（入会の申込み）

入会を希望する児童生徒の保護者（以下「申込者」という。）は、当会所定の入会申込書に必要な事項を記載し、本約款に同意のうえ、当会に提出するものとする。

第 8 条（入会の承諾・不承諾・入会手続き）

- 1 当会は、入会申込書の内容ならびに見学および面談その他の方法による確認を経て、入会を仮承諾するか否かを決定する。
- 2 当会代表が、申込のあった児童生徒を会員として受け入れることが本スクールの運営上適切でないと認めたときは、当会は、入会を仮承諾しないことができる。
- 3 第 1 項により入会を仮承諾された申込者は、ホームページに記載された手続により、当会に入会希望日および決済操作希望日を伝達し、利用初月の月会費の決済と次月以降の月会費の予約決済を行う。
- 4 当会は、当会が入会を仮承諾した者が前項の決済を終えたことを確認し、当該申込にかかる児童生徒の入会を承諾する。

第 9 条（入会日）

- 1 入会日は、申込者と当会との間で合意した日とする。
- 2 入会日は、原則として、前 2 条の手続きを経て当会が承諾し会員が利用する初日、または、第 5 条第 3 項に定める日とする。
- 3 入会日を定めた後で、入会日当日に会員の都合により会員の利用がない場合でも、入会日は変更しない。

第 3 章 利用

第 10 条（開室日および開室時間）

- 1 本スクールの通常の開室日および開室時間は、平日（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く日をいう。）の午前 10 時から午後 2 時 50 分までとする。会員は、午前 10 時以降に入室し、午後 3 時までに本スクール施設から退室するものとする。
- 2 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始のおおむね 1 週間、お盆期間のおおむね 1 週間および年度末 3 日間（3 月 29 日から 3 月 31 日まで）は、休室（定休日）とする。
- 3 前 2 項のほか、当会は、臨時に開室し、または休室することがある。臨時の開室および休室の予定は、当会のホームページその他の方法により周知する。

第 11 条（出欠の連絡）

- 1 会員の保護者は、出席する日の朝、登室する時刻の目安と退室する時刻の目安を当会に連絡するものとする。
- 2 前項にかかわらず、毎日定時に通うことを基本とする会員は、当会と協議のうえ、欠席する日について連絡する取扱いに変更することができる。

第 12 条（登室・退室および登退室時の安全管理）

- 1 会員は保護者の安全管理と了解のもとで、開室時間中、自らの判断により本スクール施設に登室し、また退室することができる。
- 2 当会は、会員による IC カードのタッチ操作により、会員の登室時刻および退室時刻を記録し、

その情報を保護者に通知する。(2026年7月1日を目安に導入予定、ただし、やむを得ない事情により遅れることがある。)

- 3 登室時(本スクール施設への入室前)および退室時(本スクール施設からの退室後)(以下「登退室時」という。)における会員の安全管理は、保護者の責任とする。当会は、登退室時に会員に生じた事故、傷害その他の損害について、責任を負わない。
- 4 第11条第1項に定める退室する時刻の目安と30分以上異なる時刻に会員から退室する申出があった場合、または、退室する時刻について保護者から事前に連絡がない場合で午後2時より前に退室の申出があった場合は、当会は、会員に対し、保護者に連絡し了解を得るように促す。
- 5 保護者は、前各項の取扱いでは安全管理が不十分であると判断するときは、入会申込書において、または、登室の連絡をする際に、当会对し、会員本人による退室の申出を許可しない条件(時間帯等)を明確に指示するものとする。

第13条(開室時間中の外出)

- 1 会員は、開室時間中に、本スクール施設に戻ることを前提として、本スクール施設から外出(以下本条において単に「外出」という。)することができる。ただし、外出の目的、可否、行先、時間帯その他の外出に関する条件は、入会申込書において保護者が指定した範囲に従う。
- 2 入会申込書において保護者が外出を禁止した場合は、当該会員は外出することができない。
- 3 会員の外出中の安全管理は、保護者の責任とする。
- 4 保護者の第1項の指定範囲の変更は、書面によって当会に通知するものとし、職員間の情報伝達の徹底と誤認防止の観点から、保護者はこれを頻繁に行うことを避けるものとする。
- 5 会員が外出を希望するときは、その都度、目的、行き先、帰室時刻の目安を当会職員に申し出て、その了解を得るものとする。会員は、次の各号のいずれかに該当する外出をすることはできない。
 - ① 当会職員への申出のない外出、または、これに対する当会職員の了解を得ない外出。
 - ② 当会職員への申出の範囲を超える外出、または、当会職員のこれに対する了解の範囲を超える外出。
 - ③ 第1項に定める保護者の指定範囲を超える外出。
- 6 会員への前各項の内容の周知および指導は、保護者と当会職員が共同して日常的に行う。
- 7 会員が外出ではなく退室する旨を申告したときは、本条の規定によらず、前条の定めによる。

第14条(活動および私物の持ち込み)

- 1 会員は、本スクールにおいて、当会が公表する事業概要および本約款の定め範囲内で、自由に活動することができる。
- 2 会員は、自己および保護者の責任において、本スクール施設に私物を持ち込み、または、着用することができる。
- 3 持ち込みまたは着用が禁止される私物については第16条に、私物の管理に関する責任については第30条に、それぞれ定める。

第15条(安全配慮上の指示)

- 1 会員は、本スクール施設において、当会職員が安全配慮上必要と認めて行う指示および指導に従わなければならない。
- 2 当会職員は、安全配慮上必要と認めるときは、特定の物品(ナイフ等の刃物、工具、文房具、薬品、年齢制限のある玩具その他これらに類する物を含む)について、本スクール施設への持ち込みを禁止し、または本スクール施設での使用方法を制限することができる。

- 3 前 2 項の指示、指導または制限は、会員の特性の違いや状況の違いにより、会員ごと、または、状況により、異なる場合がある。

第 16 条 (禁止事項)

会員および保護者は、本スクールの利用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- ① 法令または公序良俗に反する行為。
- ② 他の会員、当会職員その他の第三者の身体、生命、財産、名誉または尊厳を害する行為。
- ③ 本スクール施設およびかなめのもりの敷地内施設（以下「本施設」という。）、本施設内の備品その他の財産を損傷し、または汚損する行為。
- ④ 危険物（当会職員、他の会員またはかなめのもり関係者に危害を加えるおそれのある物で、刃物、火器（ライターを含む）、燃料、薬物、薬品、爆竹、花火、モデルガン、BB 弾、パチンコ等を含むがこれに限らない）、生物、異臭を発する物、本施設を会員自らによる回復が困難な程度に汚損するおそれのあるものを本施設内に持ち込むこと。
- ⑤ 会員自身による 1 日の管理の限度を超える高額な金銭および電子マネー残高（ゲームの課金限度額枠等の信用を含む）、高価な宝飾品類および衣類等を本スクールの活動に持ち込むこと、または、着用すること。ただし、会員および保護者が、第 30 条の規定を十分に理解し、当会および当会関係者ならびに他の会員および保護者に当該私物の滅失または毀損の責任を追及しない限りにおいては、これらを持ち込むこと、または、着用することができる。
- ⑥ 本スクール、当会または本施設に入居する他のテナントの運営を妨げる行為。
- ⑦ その他、当会が不適切と認める行為。

第 17 条 (休会)

- 1 会員は、保護者による当会所定の手続により、休会することができる。
- 2 休会中は、会員は本スクールの活動に参加することはできない。
- 3 休会は暦月単位とする。
- 4 休会を希望する会員の保護者は、休会を開始する月の本スクールの 2 営業日前までに、書面により当会に申し出るものとする。
- 5 休会期間中の月会費は、これを徴収しない。
- 6 前項に関わらず、第 4 項に定める期限を経過した後に休会の申出があり、当該月会費の当会による決済手続きの停止が間に合わない場合には、休会初月の月会費は、これを返金しない。ただし、休会初月の 5 日までに書面による休会の申出があり、当該月において本スクールの出席が 1 日もなかったときは、保護者の書面による申出により、納付済みの当該月の月会費を休会明け初月の月会費に振り替えることができる。
- 7 1 年以上連続して休会する場合、休会初月から満 1 年経過後の 3 月末をもって退会とする。ただし、休会初月が 4 月の場合は翌 3 月末をもって退会とする。

第 4 章 料金

第 18 条 (入会金)

入会金の額は、料金表に定める。

第 19 条 (月会費)

- 1 月会費は、会員が第 10 条に定める開室時間に本スクールを利用する際の、月額固定の利用料

とし、その額は料金表に定める。

- 2 会員は、出席した日数にかかわらず、月会費を支払うものとする。

第 20 条（月途中入会の月会費）

月の途中において入会した場合の、当該月の月会費は、料金表に定める。

第 21 条（有料オプション）

- 1 当会は、第 10 条に定める開室時間に加えて、別途有料かつ加入申し込みが必要な開室時間またはサービス（以下「有料オプション」という。）を設けることができる。
- 2 有料オプションの内容、加入の方法、利用料の額等は、料金表に定める。

第 22 条（支払方法および支払時期）

- 1 当会の入会金および利用料（以下「利用料等」という。）の支払い方法は、クレジットカード決済による。
- 2 入会金は入会手続き時に、利用料は会員の当該利用の開始前に、当会の案内に従って保護者が決済するものとする。
- 3 前 2 項の決済は、当会が指定する決済機関 Stripe (<https://stripe.com/jp> 以下「決済機関」という。)が発行する決済用リンク (URL) を、当会が電子メール等で保護者に通知し、保護者が内容を確認し、理解し、これに同意したうえで、保護者自身の責任において決済操作を行うことにより行う。
- 4 前項の決済のうち、月次かつ定額の利用料は、当該月の 1 日に、決済機関の定時定額払い機能（以下「サブスクリプション」という）によって決済する。なお、サブスクリプションは、毎月の指定日での決済の自動予約の契約であり、期日が来るまで決済は行われぬ。また、期日前に当会を通じて決済機関に申し出ることにより、この決済の予約を取り消すことができる。当会が決済機関にこの申出を行うには、本スクールの 2 営業日を要する。
- 5 前各項の決済を行った際、決済を行った保護者は、その事実を速やかに当会に伝達し、当会は速やかに決済機関に当該決済を照会し結果を保護者に返答することで、正しく決済されていることを双方が確認しなくてはならない。なお、正しく決済されていない場合は、双方が協力して解決を目指す。ただし、サブスクリプションによる継続決済（2 回目以降の決済）の場合、および、次項後段に定める場合を除く。
- 6 利用料等の決済において、保護者は、決済用リンクが、当会が伝達したものであること、または、当会の公式ホームページアドレスに掲載されているものであること、および、決済しようとしている画面が「<https://buy.stripe.com/>」から始まる URL であり、表示されている内容が決済しようとしている内容に完全に一致していることを、入念に確認する必要がある。もしも、当会が伝達したものではない URL（スパムやフィッシング等の第三者の詐欺行為によるものを含むがこれに限らない）を誤認して決済または情報を入力した場合、その決済および情報の漏洩は当会に無関係であり、当会に対して無効であるとともに、当会は一切の責任を負わない。
- 7 サブスクリプションの決済において、会員が本スクールを利用する期間、保護者は登録するクレジットカードを常に有効に機能させる義務を負う。クレジットカードの有効期限が近づいた場合、または、登録するカードを変更しようとする場合、保護者は当会にその旨申し出て、当会および決済機関の指示に従ってクレジットカードの登録の更新または変更を行わなくてはならない。
- 8 クレジットカードの有効化（有効期限切れ）等により、決済が有効に成立しなかったことを当会が知ったときは、速やかに保護者にその旨と代替の決済用リンクまたはクレジットカードの変

更手続き用リンク等を伝達する。このとき、保護者は別のクレジットカードにより、成立しなかった決済およびサブスクリプションの決済を速やかに成立させる義務を負う。

- 9 決済機関の事故等により、決済が成立しなかった場合、または、成立する見込みが立たない場合は、協議の上、当会が代替の決済方法を指定する。ただし、保護者と決済機関の決済が有効に成立した後、決済機関が当会に送金する前に事故等があった場合は、当該決済は有効に成立したものとみなす。このとき、保護者の銀行預金口座において、クレジットカード発行会社による当該決済代金の引き落としが行われない場合はこの限りではなく、サブスクリプションの翌月以降の引き落とし分については当然にこの限りではない。

第 23 条（消費税）

- 1 本約款および料金表に定める利用料等の表示金額は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）を含むものとする。
- 2 消費税等の税率が変更されたときは、利用料等の金額は、変更後の税率に応じて変更する。

第 24 条（料金表）

- 1 料金表は、本スクールのホームページに掲載する。
- 2 料金表の変更は、第 3 条の定型約款の変更に準じて取り扱う。

第 25 条（助成金）

- 1 会員および保護者は、東京都、品川区その他の地方公共団体が実施するフリースクール等利用者助成金等の交付を申請することができる。
- 2 前項の助成金の申請は、保護者の責任において行うものとする。当会は、会員の保護者からの申出に応じ、自治体の助成制度において必要とされる書類を、無償で発行する。
- 3 前項にかかわらず、特定の在籍校または特別な事情に基づき個別に求められる書類の発行については、当会において対応できない場合があり、または有償での対応となる場合がある。具体的な取扱いは、保護者と当会との協議による。
- 4 助成金は、自治体が審査のうえで支給するものであり、当会は、助成金の支給を保証しない。会員および保護者は、助成金の支給の有無にかかわらず、本約款および料金表に定める料金を当会に支払わなければならない。

第 5 章 退会および利用停止

第 26 条（会員からの退会）

- 1 会員の退会を希望する場合、保護者は、退会を希望する月末の本スクールの 2 営業日前までに、書面により当会に対し退会の申出をするものとする。
- 2 前項の申出があった月の末日をもって、退会の効力が生じる。
- 3 退会の申出があったときは、当会は決済機関に対し、速やかに、退会翌月以降のサブスクリプションを停止する手続を行う。
- 4 第 1 項の申出が期日より遅れ、または、やむを得ない事情により前項の停止手続が間に合わず、退会の翌月以降の利用料の引き落としが行われた場合、当会は、決済機関に対して、当該引き落とし額から決済機関が徴収する手数料を差し引いた額の保護者への返金を申し立てる。なお、返金の手続には、3 営業日程度、または、それ以上の期間を要することがあり、返金の実現にはさらに時間を要することがある。

第 27 条（当会からの退会勧告および利用停止）

- 1 当会は、会員またはその保護者が次のいずれかに該当するときは、退会を勧告し、または期間を定めて利用を停止することができる。
 - ① 第 6 条の会員資格を欠くに至ったとき。
 - ② 第 16 条の禁止事項に違反したとき。
 - ③ 月会費その他本約款に基づく支払いを怠ったとき。
 - ④ 当会、他の会員その他の関係者に対し、暴行、脅迫、誹謗中傷その他著しく不適切な行為を行ったとき。
 - ⑤ その他、本スクールの運営上、会員として継続することが適切でないと当会代表が認めたとき。
- 2 当会が退会勧告または利用停止を行うときは、原則として、事前にその理由を会員および保護者に通知する。ただし、緊急性を要する場合または前項第 4 号に該当する場合は、事前の通知を要しない。
- 3 退会勧告に従い退会したとき、または退会勧告から相当の期間内に退会の申出がないときは、当会の通知をもって退会の効力が生じる。
- 4 当会が前各項の規定により退会勧告または利用停止を行ったことにより、会員が本スクールを利用できなかった期間に対応する払込済の利用料については、退会または利用停止の終了後すみやかに、当該月の営業日数に基づく日割計算を行い（1 円未満の端数は切り捨てる。）当該額を決済機関を通じて保護者に返金する。

第 28 条（退会時等の料金の取扱い）

- 1 退会時において、既に決済された利用料等は、第 26 条第 4 項、または、前条第 4 項の場合を除き、返金しない。
- 2 前項にかかわらず、利用料等の決済後、入会日の到来前に保護者が入会を取り消したときは、当会は、既に支払われた利用料（入会金を含まない）のうち、料金表に定める返金手数料を差し引いた額を返金する。

第 29 条（有料オプションの利用停止）

サブスクリプションによる決済を伴う有料オプションの解約または利用停止については、前 3 条の「退会」を「有料オプションの解約」と読み替えて準用する。

第 6 章 安全および損害賠償

第 30 条（私物に関する責任）

- 1 私物の管理は、会員およびその保護者の自己責任において行うものとする。当会は、私物について受託管理する義務を負わない。
- 2 私物の破損、紛失、盗難その他の損害については、当会または当会職員の故意または重大な過失による場合を除き、当会および本スクールの関係者は、損害賠償の責任を負わない。また、他の会員およびその保護者は、会員の故意または過失の有無に関わらず損害賠償の責任を負わない。ただし、会員に当該行為について十分な責任能力があり、かつ、当該損害が当該会員の故意によるものであるときは、当該会員およびその保護者は、当該私物を持ち込んだ会員およびその保護者との責任の割合に応じて、その損害を賠償する責任を負う。

第 31 条（保険）

- 1 当会は、本スクール施設における会員のけがその他の事故に備える傷害保険には加入していない。
- 2 当会は、当会の過失により会員に損害を生じさせた場合に備える損害賠償責任保険に加入している。
- 3 前項の保険は、会員の故意または過失により他の会員または当会に損害を与えた場合の補償は担保されていない。(当該会員および保護者に賠償責任が生じる場合、その責任割合において前項の保険は使えない。)

第 32 条 (事故への対応)

- 1 本スクール施設において会員に事故が発生したときは、当会は、応急処置、保護者への連絡、必要に応じて救急要請その他の対応を、誠意をもって行う。
- 2 会員またはその保護者から当会に対して損害賠償の請求があった場合、その対応は、当会が加入する損害賠償責任保険の保険会社(またはその代理店)の担当者を窓口として行う。もしくは、当会が委嘱する顧問弁護士を通じて行う。

第 33 条 (会員による損害の賠償)

- 1 会員が、他の会員、当会職員、本スクールの関係者または第三者の身体、生命、財産その他の権利利益を侵害したときは、保護者は、当該損害を賠償する責任を負う。ただし、他の会員の私物については、保護者の故意または重大な過失がある場合、もしくは、第 30 条第 2 項のただし書きに該当する場合を除き損害賠償の責任を負わない。
- 2 会員が、本施設、本施設内の備品その他の財産を損傷し、または汚損したときは、保護者は、当該損害を賠償する責任を負う。

第 34 条 (保険加入の推奨)

- 1 当会は、第 33 条の損害賠償責任に備えるため、保護者が個人賠償責任保険その他これに類する保険に加入することを強く推奨する。
- 2 当会は、会員の本スクール施設内外でのけがその他の事故に対する本スクールの補償状況(第 31 条)に鑑み、保護者が傷害保険の加入を検討することを推奨する。

第 7 章 情報の取扱いおよび一般条項

第 35 条 (個人情報の取扱い)

- 1 当会は、入会の申込みおよび本スクールの運営に関連して取得した会員および保護者の個人情報を、次の各号に掲げる目的のために利用する。
 - ① 会員、保護者またはその家族への連絡。
 - ② 本スクールおよび当会の事務上必要な利用(東京都フリースクール等支援事業の東京都への申請を含む。)
 - ③ 助成金申請その他、会員および保護者の依頼に基づく事務。
- 2 当会は、会員の保護者の同意を得ずに、個人情報を第三者に提供しない。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。

第 36 条 (在籍校との情報共有)

- 1 当会は、会員の在籍する小学校、中学校その他の学校(以下「在籍校」という。)に対し、会員に関する情報を提供しない。

- 2 在籍校への情報の伝達が必要なときは、保護者がこれを行うものとする。
- 3 前2項にかかわらず、保護者から書面による要望または承諾があったときは、当会は、当該要望または承諾の範囲内において、在籍校に対し情報を提供することができる。

第 37 条（写真・映像）

当会は、会員が写る写真または映像を、業務上必要な範囲を超えて取得し、または公表しない。

第 38 条（通知）

- 1 会員および保護者は、入会申込書に記載した住所、電話番号、メールアドレスその他の連絡先に変更が生じたときは、速やかに当会に届け出るものとする。
- 2 当会から会員または保護者に対する通知は、当会が把握する直近の連絡先に対して発信した時点で、その効力を生じる。

第 39 条（反社会的勢力の排除）

- 1 会員および保護者は、自らが反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当しないこと、および反社会的勢力と関係を有しないことを表明し、保証する。
- 2 当会は、会員または保護者が反社会的勢力に該当することが判明したとき、または反社会的勢力と関係を有することが判明したときは、何らの催告を要せず、ただちに退会の措置を講じることができる。
- 3 前項により退会の措置を講じた場合、当会は、既に支払われた利用料等につき一切の返金を行わない。また、会員および保護者は、当該退会の措置に伴う一切の損害賠償を、当会および当会の関係者に対して請求することができない。
- 4 第2項の退会措置の時点において、会員または保護者が当会に対して支払うべき債務を負っているとき、または当会に対して損害を与えているときは、会員および保護者は、期限の利益を喪失し、速やかに当該債務を支払い、損害を賠償する義務を負う。

第 40 条（準拠法）

本約款の解釈および適用については、日本法を準拠法とする。

第 41 条（合意管轄）

本約款に関連して当会と会員または保護者との間に生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

本約款は、2026年8月1日から施行する。